

熊取町三世代近居等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、補助金交付規則（昭和51年規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、熊取町三世代近居等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 本町における転入定住促進策として、子世帯が町内に居住する親世帯と近居又は同居をするために取得した住宅に要した費用の一部を補助することにより、三世代近居等を促進し、若年世代を中心とした生産年齢人口を増加させ、併せて高齢者の孤立を防ぐとともに子育てし易い環境づくりを図り、もって地域の活性化と魅力あるまちづくりを実現することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 親 子がいる者をいう。
- (2) 親世帯 前号に規定する親を含む世帯をいう。
- (3) 子 第1号に規定する親の子又はその配偶者をいう。
- (4) 子世帯 前号に規定する子を含む世帯をいう。
- (5) 孫 第3号に規定する子の子をいう。
- (6) 三世代近居等 親世帯及び子世帯が、それぞれ町内に存する別の住宅に居住すること又は町内で同一の住宅に居住することをいう。

(対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、子世帯が居住する住宅であって、専ら居住の用に供する（併用住宅を含む。）床面積（併用住宅の場合は、居住部分の床面積。）が50平方メートル以上の住宅であり、令和6年1月2日から令和9年1月1日までの間に新築又は取得（贈与又は相続により取得した住宅を除く。）された住宅（貸家の用に供するものを除く。）であるものとする。

(対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 三世代近居等をする親、子及び孫（孫にあつては、孫がいる場合に限る。）が、住宅を取得した日の属する年の翌年の1月1日（当該日が1月1日である場合においては、当該日。以下「基準日」という。）において住民基本台帳法（昭和42年法律第81

号)の規定に基づく本町の住民基本台帳(以下「本町住基」という。)に記録されていること。ただし、基準日において本町住基に記録されていないことに正当な理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(2) 三世代近居等をする親、子又は孫が、対象住宅を所有する固定資産税の納税義務者であること。

(3) 基準日において、三世代近居等を形成するとともに、子世帯が対象住宅に現に居住していること。ただし、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(4) 基準日において、三世代近居等をする子が義務教育終了前の孫を養育していること又は三世代近居等をする子世帯の夫婦のいずれもが満40歳以下であること。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、第7条に定める申請期限の日において、対象住宅の所有者及び居住者に本町の町税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料(以下「町税等」という。)の滞納があるときは、補助金を交付しない。

(交付額)

第6条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、申請につき10万円とする。

(交付申請)

第7条 対象住宅の所有者で補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、住宅を取得した日の属する年の4月から基準日が属する年の2月末日までの間に、規則に定める様式(補助金交付申請書、事業計画書、収支計画書)に加え、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、申請書の提出ができなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

(1) 三世代近居等支援補助金交付申請に係る概要書(様式第1号)

(2) 三世代近居等支援補助金交付申請に係る所有者(共有者)・世帯構成員届出書兼同意書(様式第2号)

2 前項の申請においては、必要に応じて次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 三世代近居等を構成する者の続柄を証明する書類

(2) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う調査等により、次に掲げる事項について確認し、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

(1) 法令、条例及び規則(以下「法令等」という。)に違反していないこと。

(2) 予算の範囲内であること。

(3) この補助金交付の要件を満たし、かつ、補助金交付の目的及び内容が適正であること。

(4) 補助金対象経費及び補助金の額の算定に誤りがないこと。

(5) その他町長が必要と認める事項

2 町長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 町長は、第1項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、速やかに補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金交付の条件)

第9条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 第4条に規定する対象住宅及び第5条に規定する対象者の要件については、町長が確認を行い、その結果補助金交付の要件を満たさない場合は、補助金返還等を行うこと。

(2) 町長が補助金の交付申請その他の必要な事項についての確認及び検査を求めたときは、これに協力すること。

(3) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付しない旨の決定をしたときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に限り、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(実績報告及び補助金の交付)

第12条 第10条第1項の交付決定通知を受けた者は、その通知を受けた日から14日以内に規則に定める様式(実績報告書、収支精算書)を町長に提出することにより実績報告を行うとともに、請求書を提出しなければならない。

2 町長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に、補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第13条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、やむを得ないものと町長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 前条第1項の請求を行わないとき。
- (3) この要綱及び関係法令に不適合若しくは違反したとき。
- (4) 第5条に規定する対象者に該当しないことが判明したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定による取消しをしたときは、申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 第12条第2項の規定により補助金の交付を受けた者（以下「被交付者」という。）は、第9条第1項各号の規定に違反又は前条第1項の規定により交付決定を取り消された場合、町長が定める期日までに、当該補助金の額を返還しなければならない。

(加算金及び延滞金)

第15条 被交付者は、第13条第1項の規定による取消しにより、補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

2 第1項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、被交付者の納付した金額が返還を求められた補助金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を求められた補助金の額に充てられたものとする。

3 被交付者は、第1項に定める場合を除き、補助金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

4 町長は、被交付者が第1項又は前項の規定により補助金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助対象者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に第 8 条第 1 項の規定による交付決定を受けた者に係る補助金については、同日後も第 12 条の規定に基づく交付がなされるまでの間、この要綱は、なおその効力を有する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

提出先 熊取町長

申請者 住 所 熊取町
氏 名
(電話 — —)

三世代近居等支援補助金交付申請に係る概要書

熊取町三世代近居等支援補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり提出します。

家 屋 の 内 容

家 屋 の 所 在	熊取町		
所 有 者 (共 有 者)	三世代近居等支援補助金交付申請に係る所有者（共有者）・世帯構成員届出書兼同意書（様式第 2 号）のとおり		
世 帯 構 成 員	三世代近居等支援補助金交付申請に係る所有者（共有者）・世帯構成員届出書兼同意書（様式第 2 号）のとおり		
種 類 （ 用 途 ）		建 築 年 月 日	年 月 日
延 床 面 積	m ²	居 住 部 分 面 積	m ²
取 得 年 月 日	年 月 日	居 住 開 始 年 月 日	年 月 日
備 考 (所有状況の確認) ☐申請内容と合致			

提出先 熊取町長

申請者 住 所 熊取町
氏 名
(電話 — —)

三世代近居等支援補助金交付申請に係る所有者（共有者）・世帯構成員届出書兼同意書

対象住宅の所有者及び三世代等世帯構成員は下記のとおりです。

また、三世代近居等支援補助金の交付を申請するにあたり、三世代近居等を形成する世帯全員の住民基本台帳の確認、固定資産の所有状況及び町税等の収納の確認について町職員が行うことを了承します。

(1) 所有者

区分	氏 名	住 所	同意欄
所有者 (※1)	(申請者)	熊取町	
		熊取町	
		(☐ 申請者に同じ)	
		熊取町	
		(☐ 申請者に同じ)	
		熊取町	
		(☐ 申請者に同じ)	
備 考 (収納の確認) ☐ 町税 ☐ 国民健康保険料 ☐ 介護保険料 ☐ 後期高齢者医療保険料 ☐ 保育料			

※注1 共有の場合は、共有者全員をご記入ください。

(表)

(2) 三世代等世帯構成員

続柄 (※2)	氏 名	住 所	対象住宅 への居住	同意欄
申請者		熊取町	有 ・ 無	
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		
		熊取町	有 ・ 無	
		(☐ 申請者に同じ)		

備 考

(収納の確認)
☐ 町税
☐ 国民健康保険料
☐ 介護保険料
☐ 後期高齢者医療保険料
☐ 保育料

※注 2 三世代近居等をする方全員をご記入ください。続柄欄には、申請者からみた続柄をご記入ください。

(裏)